

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

資料番号	6	担当課	農業経済課		
法令名	農業協同組合法	根拠条項	11の8-1	許認可等の内容	農協の信用供与等限度額を超える特例の承認
1 根拠規定					
○ 農業協同組合法第11条の8第1項 第10条第1項第3号の事業を行う組合の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを含む。))として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、当該組合の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。)若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。 (参考)政令で定める特殊の関係のある者.....農業協同組合法施行令第10条第1項 信用の供与又は出資として政令で定めるもの.....農業協同組合法施行令第10条第7項 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第16条第1項~4項 政令で定める区分.....農業協同組合法施行令第10条第8項 政令で定める率.....農業協同組合法施行令第10条第8項					
2 審査基準					
○ 農業協同組合法施行令第10条第9項 法第11条の8第1項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。 (1) 信用の供与等を受けている者(以下この項及び次項において「債務者等」という。)であって次号の規定に該当するもの以外のものの事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該組合が当該債務者等に対して法第11条の8第1項本文に規定する信用供与等限度額(以下この項において「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。 (2) (省略) (3) 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、当該組合が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざることとすれば当該組合又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由					
○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第18条第3項 令第10条第9項第4号の主務省令で定める理由は、次に掲げる理由とする。 (1) 当該農業協同組合が農水産業協同組合貯金保険法第63条第1項の認定又は第64条第1項のあっせんを受け、同法第61条第1項に規定する申込みに係る合併等、同法第62条第1項に規定する申込みに係る合併等若しくは信用事業再建措置又は同法第62条の2第1項に規定する申込みに係る合併等を行うこと。 (2) 当該組合の出資総額の減少により一時的に自己資本の額が減少すること(出資総額の増加等により信用供与等限度額(法第11条の8第1項本文に規定する信用供与等限度額をいう。)を超えることとなる状態が速やかに解消される場合に限る。) (3) その他行政庁が適当と認めるやむを得ない理由があること。					
3 その他					
○ 添付書類(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第18条第4項) (1) 理由書 (2) 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書面 (3) その他参考となるべき事項を記載した書面					